

	新	旧（従来）
事業名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部委託契約書	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部委託契約書
前文	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と伊丹市内の地域包括支援センター運営受託法人（別記1 以下「乙」という。）が締結した、「伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約に関する委任契約」に基づき、甲と指定居宅介護支援事業所を運営する（以下「丙」という）は、乙が介護保険法（平成9年法律第123号）等関連法令及び 伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱 に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を丙に委託することに関して、次のとおり契約を締結する。	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と伊丹市内の地域包括支援センター運営受託法人（別記1 以下「乙」という。）が締結した、「伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約に関する委任契約」に基づき、甲と指定居宅介護支援事業所を運営する（以下「丙」という）は、乙が介護保険法（平成9年法律第123号）等関連法令及び 伊丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を丙に委託することに関して、次のとおり契約を締結する。
（委託事項） 第1条	第1条乙は、介護保険法（平成9年法律第123号）等関連法令及び 伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱 に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。	乙は、介護保険法（平成9年法律第123号）等関連法令及び 伊丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 に規定する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。
（委託料の額） 第5条	委託業務に係る委託料の額は次による。 （1）介護予防支援 及び 原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA） ①介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の90%（小数点以下切り捨て） （ 442 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 4,256 円 ②初回時における初回加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 ③地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を行った場合の委託連携加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 （2）簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB） ① 簡略化した介護予防ケアマネジメント 費の90%（小数点以下切り捨て） （ 309 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 2,975 円 ②初回時における初回加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 ③地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を行った場合の委託連携加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 （3）初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC） ① 初回のみ介護予防ケアマネジメント 費の90%（小数点以下切り捨て） （ 309 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 2,977 円 いずれのケアマネジメントによる委託業務に係る委託料にも消費税含む。	委託業務に係る委託料の額は次による。 （1）介護予防支援 及び 原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA） ①介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の90%（小数点以下切り捨て） （ 438 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 4,217 円 ②初回時における初回加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 ③地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を行った場合の委託連携加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 （2）簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB） ① 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント 費の90%（小数点以下切り捨て） （ 306 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 2,946 円 ②初回時における初回加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 ③地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を行った場合の委託連携加算の90%（小数点以下切り捨て） （300単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額）2,889円 （3）初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC） ① 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント 費の90%（小数点以下切り捨て） （ 306 単位×10.7円）の90%=1件当たり（月額） 2,946 円